

平成 27 年 3 月 議 案 概 要 書
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議案 >

A 予算案件 (20 件)

1 一般会計

(1) 平成 27 年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成 27 年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 平成 27 年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 平成 27 年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 平成 27 年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成 27 年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 平成 27 年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成 27 年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成27年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 平成27年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成27年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(11) 平成27年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成27年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成27年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(14) 平成27年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(15) 平成27年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 平成27年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成27年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 平成27年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 企業債

(4) 平成27年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 企業債

B 条例案件（33件）

1 富山市附属機関設置条例制定の件

(1) 趣旨

富山市が設置している附属機関等の全体的な見直しを行い、新たに附属機関として位置付けるものについて、一括して条例を制定するもの。

(2) 附属機関の設置

名 称	委員定数	任 期
富山市行政改革推進委員会	10人以内	2年
富山市美術文化資料等収集審査会	6人以内	2年
富山市入札監視委員会	5人以内	2年
富山市障害者自立支援協議会	20人以内	2年
富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会	15人以内	2年
富山市地域包括支援センター運営協議会	20人以内	2年
富山市地域密着型サービス等運営委員会	10人以内	2年
富山市予防接種健康被害調査委員会	6人以内	2年
富山市産業廃棄物処理施設審査会	15人以内	2年
富山市廃自動車認定審査会	10人以内	2年
富山市都市交通協議会	15人以内	2年
富山市教育支援委員会	20人以内	2年
富山市民病院経営改善委員会	10人以内	2年
富山市民病院治験審査委員会	15人以内	2年
富山市民病院地域医療支援病院委員会	10人以内	2年
富山市民病院倫理委員会	14人以内	2年
富山市民病院臨床研修管理委員会	20人以内	1年

- (3) 設置期間が1年以内の附属機関は、あらかじめ、その所掌事務並びに委員の定数及び任期その他必要な事項を告示することにより設置できることとする。

(4) 施行期日 平成27年4月1日

2 富山市情報公開条例及び富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 制度改正に伴う規定の整備

(2) 施行期日 平成27年4月1日

3 富山市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 行政手続法の一部改正に準じた規定を設ける。

ア 行政指導の方式

許認可に基づく処分をする権限等を行行使し得る旨を示して行政指導するときは、根拠法令の条項等を示すこととする。

イ 行政指導の中止等の求め

行政指導の相手方は、行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）が規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導の中止等を求めることができる。

ウ 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

(2) 附則で富山市市税条例の一部改正

引用条文の改正

(3) 施行期日 平成27年4月1日

4 富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 附属機関の設置

ア 名称 富山市指定管理候補者選定委員会

イ 委員定数 20人以内

ウ 任期 2年以内

(2) 教育委員会制度の改正に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成27年4月1日

5 富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 日額報酬の支給日の特例の新設

日額報酬について、やむを得ない理由がある場合は、1箇月間の勤務日数により計算した総額を一括して翌月の15日までに支給する。

(2) 教育委員会の委員長の報酬の削除

(3) 施行期日 平成27年4月1日

6 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 病院事業管理者の地域手当の支給割合の改定

「100分の15」 → 「100分の16」

(2) 平成27年4月1日

7 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) ガラス造形研究・指導手当の改正

ガラス造形研究 ・指導手当	ガラス造形の研究又は指導業務に従事したとき。	
	(1) ガラス造形研究所の主任教授、教授及び准教授	月額 50,000円
	(2) ガラス造形研究所の講師	月額 30,000円

↓

ガラス造形指導 業務手当	ガラス造形の指導業務（実習を伴うものに限る。）に従事したとき。	日額 5,000円
-----------------	---------------------------------	-----------

(2) 施行期日 平成27年4月1日

8 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 調整月額の改定

第1号区分	50,000円	→	65,000円
第2号区分	45,850円		59,550円
第3号区分	41,700円		54,150円
第4号区分	33,350円		43,350円
第5号区分	25,000円		32,500円
第6号区分	20,850円		27,100円
第7号区分	16,700円		21,700円

(2) 第7号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給する。

(3) 技能労務職員の経過措置

平成26年4月1日の技能労務職員の給料月額の減額改定に伴い給料月額が減額され、その職員の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給する規定の適用を退職日において受けているときは、退職手当の調整額の計算を改正前の条例の規定により行う。

(4) 引用条文の改正

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 平成27年4月1日

9 富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件

(1) トヤマガラスアートギャラリーからアートギャラリーのギャラリーDへの変更

(2) ギャラリーD使用料

営利を目的としない芸術文化等の催物				日額 11,200円			
会議、研修その他これらに類する催物	9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～16時	13時～21時	9時～21時	超過料金 1時間につき
	4,400円	4,400円	5,700円	9,300円	9,800円	11,200円	1,570円
その他の催物				日額 33,600円			

(3) 施行期日 平成27年4月1日

10 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 共通観覧券を利用できる施設にガラス美術館を追加する。

(2) 年間共通観覧券の金額の改定

「930円」 → 「1,390円」

(3) 施行期日 (1)は平成27年8月22日、(2)は平成27年10月1日

11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

(1) 富山市職員定数条例の一部改正

引用条文の改正

(2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正

ア 条例の制定根拠となる法律の改正

「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」

↓

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」

イ 制度改正に伴う規定の整備

(3) 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正

制度改正に伴う規定の整備

(4) 富山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正
引用条文の改正

(5) 施行期日 平成27年4月1日

12 富山市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件

(1) 趣旨

教育長の職務に専念する義務の特例について定めるもの。

(2) 教育長は、次のいずれかに該当する場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることがある。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ ア、イに掲げるものを除くほか、教育委員会規則で定める場合

(3) 施行期日 平成27年4月1日

13 富山市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件

(1) 趣旨

教育長の勤務時間、休日及び休暇について定めるもの。

(2) 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に定める職員の例による。

(3) 施行期日 平成27年4月1日

14 富山市旅費支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給することができることとする。

(2) 教育委員会制度の改正に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成27年4月1日

15 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 基準該当生活介護の事業を行える事業所に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加する。

(2) 病院の敷地内において新たに指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例を設ける。

ア 要件

(ア) 指定共同生活援助等の量が、富山県障害福祉計画に定める量に満たないこと。

(イ) 病院の精神病床の減少を伴うものであること。

(ウ) 利用期間を原則2年以内とすること。

(エ) 地域生活への移行に向けた支援をすること。

(オ) 地域移行推進協議会を設置し、必要な要望、助言等を聴く機会を定期的に設けること。

(カ) 富山市障害者自立支援協議会の評価を受けるとともに、同協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を定期的に設けること。

イ 特例の期限は、平成37年3月31日までとする。

(3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例の期限の改正

「平成27年3月31日」 → 「平成30年3月31日」

(4) 施行期日 平成27年4月1日

16 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 野積保育所、室牧保育所及び笹倉保育所の廃止

(2) 西田地方保育所の移転

「富山市磯部町三丁目9番3号」

↓

「富山市西田地方町二丁目10番30号」

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 (1) (3) は平成27年4月1日、(2) は規則で定める日

17 富山市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市保育の実施に関する条例の廃止

(2) 附則で富山市立認定こども園条例の一部改正
引用条例の廃止に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成27年4月1日

18 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 東部児童館の移転

「富山市石金一丁目13番41号」

↓

「富山市石金一丁目5番37号」

(2) 施行期日 平成27年4月1日

19 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 被保険者の区分及び保険料の改正

区分	対象者	保険料
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等	31,900円
第2段階	市民税世帯非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下の者	31,900円
第3段階 (軽減)	市民税世帯非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下の者	49,600円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階から第3段階(軽減)までの対象者以外の者	53,100円
第4段階 (軽減)	市民税本人非課税者等で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下の者	63,800円
第4段階	市民税本人非課税者等で第4段階(軽減)までの対象者以外の者	70,800円
第5段階	市民税本人課税者(合計所得金額125万円未満)	85,000円

第6段階	市民税本人課税者（合計所得金額125万円以上190万円未満）	88,500円
第7段階	市民税本人課税者（合計所得金額190万円以上400万円未満）	106,200円
第8段階	市民税本人課税者（合計所得金額400万円以上700万円未満）	131,000円
第9段階	市民税本人課税者（合計所得金額700万円以上）	141,600円

↓

区分	対象者	保険料
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下の者、生活保護被保護者等	34,100円
第2段階	市民税世帯非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下の者	53,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階又は第2段階の対象者以外の者	56,700円
第4段階	市民税本人非課税者等で公的年金等収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下の者	64,300円
第5段階	市民税本人非課税者等で第4段階の対象者以外の者	75,600円
第6段階	市民税本人課税者（合計所得金額80万円未満）	87,000円
第7段階	市民税本人課税者（合計所得金額80万円以上125万円未満）	90,800円
第8段階	市民税本人課税者（合計所得金額125万円以上190万円未満）	98,300円
第9段階	市民税本人課税者（合計所得金額190万円以上400万円未満）	113,400円
第10段階	市民税本人課税者（合計所得金額400万円以上700万円未満）	139,900円
第11段階	市民税本人課税者（合計所得金額700万円以上1,000万円未満）	151,200円
第12段階	市民税本人課税者（合計所得金額1,000万円以上）	158,800円

(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定に基づき、地域支援事業の一部の実施を規則で定める日まで猶予する。

(3) 施行期日 平成27年4月1日

20 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定通所介護事業所又は指定療養通所介護事業所の設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを提供する場合は、市に届出を行い、事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業者と指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて適切なリハビリテーション計画を作成した場合には、指定訪問リハビリテーションと指定通所リハビリテーションのどちらか一方についてリハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対しリハビリテーション計画の内容を説明し、リハビリテーション計画について利用者の同意をもらい、リハビリテーション計画を利用者に交付することにより両方のサービスについて行ったこととみなすことができることとする。

(3) 引用名称の変更

「複合型サービス」 → 「看護小規模多機能型居宅介護」

(4) 介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合等には、指定短期入所生活介護の静養室又は基準該当短期入所生活介護の静養室等において短期入所生活介護を行うことができることとする。

(5) 基準該当短期入所生活介護を小規模多機能型居宅介護事業所に併設して行えることとする。

(6) 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具貸与の目的を達成するため、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。

(7) 引用条文の改正

(8) その他規定の整備

(9) 施行期日 平成27年4月1日

21 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護事業の一部を他の指定訪問看護事業所に行わせることができることとする。

(2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを提供する場合は、市に届出を行い、事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所において共同生活介護利用者と同時に通所介護を受けることができる1日当たりの利用定員の改正
指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
「事業所ごとに3人」 → 「共同生活住居ごとに3人」

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の改正
「25人」 → 「29人」

(5) 引用名称の変更
「複合型サービス」 → 「看護小規模多機能型居宅介護」

(6) 有料老人ホームにおいて指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を法定代理受領する際の要件であった利用者の同意を不要とする。

(7) その他規定の整備

(8) 施行期日 平成27年4月1日

22 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対してサービス計画の提出を求めることとする。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、支援対象被保険者への適切な支援を検討するため、関係者で構成される会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合は、協力するよう努めることとする。

(3) 施行期日 平成27年4月1日

23 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 介護保険法の一部改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の基準を廃止する。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて適切なリハビリテーション計画を作成した場合には、介護予防訪問リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションのどちらか一方についてリハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対しリハビリテーション計画の内容を説明し、リハビリテーション計画について利用者の同意をもらい、リハビリテーション計画を利用者に交付することにより両方のサービスについて行ったこととみなすことができることとする。

(3) 保健師等が緊急やむを得ないと認めた場合等には、指定介護予防短期入所生活介護の静養室又は基準該当介護予防短期入所生活介護の静養室等において短期入所生活介護を行うことができることとする。

(4) 有料老人ホームにおいて指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を法定代理受領する際の要件であった利用者の同意を不要とする。

(5) 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するため、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 施行期日 平成27年4月1日

24 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを提供する場合は、市に届出を行い、事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において共同生活介護利用者と同時に通所介護を受けることができる1日当たりの利用定員の改正

指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

「事業所ごとに3人」 → 「共同生活住居ごとに3人」

(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の改正

「25人」 → 「29人」

(4) 引用条文の改正

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 平成27年4月1日

25 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保健師等は、介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者等に対してサービス計画の提出を求めることとする。

(2) 指定介護予防支援事業者は、支援対象被保険者への適切な支援を検討するため、関係者で構成される会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合は、協力するよう努めることとする。

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成27年4月1日

26 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 管理職員特別勤務手当の支給対象の追加

管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務日の深夜（午前0時から午前5時まで）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で管理職員特別勤務手当を支給する。

(2) 単身赴任手当の支給対象者の追加

単身赴任手当の支給対象者に再任用職員を加える。

(3) 施行期日 平成27年4月1日

27 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 診療項目の新設

区 分	金 額	備 考
子宮内避妊システム挿入料	70,000円	麻酔使用の場合は、左欄の金額に10,000円を加算する。
子宮内避妊システム抜去料	5,000円	

(2) 検査項目の新設

区 分	金 額	備 考
血管ドック使用料	30,970円	
婦人科ドック 使用料	A	12,270円
	B	16,430円
乳房検査料	6,750円	乳房検査のみを受ける場合に限る。
子宮検査料	頸部	4,980円
	頸部及び体部	9,140円

頸部超音波検査料	4,400円	人間ドック又は脳ドックと併せて受ける場合に限る。
----------	--------	--------------------------

(3) 妊婦定期診察料の改正

「3,500円」 → 「5,000円」

(4) 施行期日 平成27年4月1日

28 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設及び改正

ア 構造計算適合性判定制度の見直しに伴う改正

イ 移転の認定に係る手数料の新設

移転の認定	27,000円
-------	---------

(2) 住宅性能評価制度の改正に伴う手数料の追加

ア 長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務

登録住宅性能評価機関による技術的審査を経ていない場合で、住宅性能評価を受けているとき

住戸の数が1のもの	15,000円
住戸の数が2以上5以下のもの	60,000円
住戸の数が6以上10以下のもの	90,000円
住戸の数が11以上30以下のもの	170,000円
住戸の数が31以上50以下のもの	290,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	450,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	800,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	1,100,000円
住戸の数が301以上のもの	1,400,000円

イ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関する事務

登録住宅性能評価機関による技術的審査を経ていない場合で、住宅性能評価を受けているとき

住戸の数が1のもの	11,000円
住戸の数が2以上5以下のもの	34,000円
住戸の数が6以上10以下のもの	56,000円

住戸の数が11以上30以下のもの	100,000円
住戸の数が31以上50以下のもの	180,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	280,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	500,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	660,000円
住戸の数が301以上のもの	790,000円

(3) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可に関する事務が県から市に移譲されることに伴う手数料の新設

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可に関する事務	29,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関する事務	11,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付に関する事務	2,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付に関する事務	2,900円

(4) 法律の題名の改正

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

↓

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

(5) 引用条文の改正

(6) その他規定の整備

(7) 施行期日 (1) (5) (6) は平成27年6月1日、(2) (3) は平成27年4月1日、(4) は平成27年5月29日

29 富山高岡広域都市計画事業山室第2土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 事業の事務所の所在地の変更

「富山市天正寺1400番地」 → 「富山市新桜町7番38号」

(2) 施行期日 平成27年4月1日

30 富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地域広場の追加

富山市婦中千里北部地域広場	富山市婦中町千里998番地9
---------------	----------------

(2) 施行期日 平成27年4月1日

31 富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 用途廃止した特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の一部の住戸を市営住宅とする。

(2) 用途廃止した特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅を市営住宅とした場合、条例で定める住宅の整備基準の一部について適用除外とする。

(3) 借上げによる市営住宅の追加

グランコンフォール西長江	富山市西長江四丁目6番23号
--------------	----------------

(4) その他規定の整備

(5) 附則で富山市稲代住宅条例の一部改正
富山市営住宅条例の改正に伴う規定の整備

(6) 施行期日 平成27年4月1日。(3)は、規則で定める日

32 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 経営の基本の改正

下水道事業

ア 予定処理区域面積

「10,816.0ヘクタール」

↓

「10,826.0ヘクタール」

イ 計画処理人口

「411,654人」

↓

「401,925人」

ウ 1日最大処理水量
「275, 170立方メートル」
↓
「269, 945立方メートル」

(2) 施行期日 平成27年4月1日

33 富山市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件

(1) 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるもの。

(2) 消防長の資格

ア 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は富山市消防局における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

イ 本市の行政事務に従事した者で、富山市事務分掌条例（平成17年富山市条例第13号）に掲げる部の部長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(3) 消防署長の資格

本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

(4) 関係法令

ア 法律 消防組織法（昭和22年法律第226号）

イ 政令 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）

(5) 施行期日 平成27年4月1日

C その他の議決案件（2件）

1 財産の無償譲渡の件

（1）笹倉保育所を社会福祉法人わかかさ福祉会へ譲渡するもの

- ア 場所 富山市婦中町笹倉106番地1
- イ 構造 木造平屋建
- ウ 床面積 942.19㎡

（2）牛島会館を牛島本町二丁目町内会へ譲渡するもの

- ア 場所 富山市牛島本町二丁目字荒田712番地32
- イ 構造 木造平屋建
- ウ 床面積 113.45㎡

<その他>

D 追加提出（6件）

1 契約案件（1件）

（1）包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（5件）

- （1）富山市副市長の選任に関し同意を求める件
- （2）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件
- （3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- （4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- （5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成27年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成27年度		平成26年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	168,153,778	47.8	156,200,813	47.2	11,952,965	107.7	
特別会計	1 公債管理特別会計	27,543,610	7.8	27,082,478	8.2	461,132	101.7
	2 駐車場事業特別会計	455,192	0.1	424,863	0.1	30,329	107.1
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	28,728	0.0	26,873	0.0	1,855	106.9
	4 後期高齢者医療事業特別会計	9,240,690	2.6	9,199,508	2.8	41,182	100.4
	5 介護保険事業特別会計	39,372,418	11.2	38,405,531	11.6	966,887	102.5
	6 国民健康保険事業特別会計	44,157,019	12.6	39,775,607	12.0	4,381,412	111.0
	7 企業団地造成事業特別会計	1,336,028	0.4	328,417	0.1	1,007,611	406.8
	8 白樺ハイツ事業特別会計	65,371	0.0	72,174	0.0	▲ 6,803	90.6
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	67,950	0.0	52,471	0.0	15,479	129.5
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	164,085	0.0	177,273	0.1	▲ 13,188	92.6
	11 競輪事業特別会計	13,612,798	3.9	12,148,192	3.6	1,464,606	112.1
	12 農業共済事業特別会計			510,983	0.1	▲ 510,983	皆減
	13 農業集落排水事業特別会計	1,351,468	0.4	1,347,388	0.4	4,080	100.3
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	807,733	0.2	526,761	0.2	280,972	153.3
	15 軌道整備事業特別会計	17,472	0.0	9,368	0.0	8,104	186.5
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	190,609	0.1	207,873	0.1	▲ 17,264	91.7
特別会計 小計	138,411,171	39.3	130,295,760	39.3	8,115,411	106.2	
企業会計	17 水道事業会計	9,522,162	2.7	9,481,045	2.9	41,117	100.4
	18 工業用水道事業会計	472,841	0.1	340,421	0.1	132,420	138.9
	19 公共下水道事業会計	22,127,422	6.3	22,023,811	6.6	103,611	100.5
	20 病院事業会計	13,461,497	3.8	12,841,139	3.9	620,358	104.8
企業会計 小計	45,583,922	12.9	44,686,416	13.5	897,506	102.0	
合 計	352,148,871	100.0	331,182,989	100.0	20,965,882	106.3	

平成27年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成27年度		平成26年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	70,155,892	41.7	70,373,771	45.1	▲ 217,879	99.7
2 地方譲与税	1,222,700	0.8	1,353,100	0.9	▲ 130,400	90.4
3 利子割交付金	140,000	0.1	153,000	0.1	▲ 13,000	91.5
4 配当割交付金	489,000	0.3	276,000	0.2	213,000	177.2
5 株式等譲渡所得割交付金	258,000	0.2	46,000	0.0	212,000	560.9
6 地方消費税交付金	7,278,000	4.3	4,723,000	3.0	2,555,000	154.1
7 ゴルフ場利用税交付金	79,000	0.0	76,000	0.0	3,000	103.9
8 自動車取得税交付金	161,000	0.1	190,000	0.1	▲ 29,000	84.7
9 地方特例交付金	250,000	0.1	230,000	0.1	20,000	108.7
10 地方交付税	20,200,000	12.0	21,400,000	13.7	▲ 1,200,000	94.4
11 交通安全対策特別交付金	80,000	0.0	90,000	0.1	▲ 10,000	88.9
12 分担金及び負担金	1,386,075	0.8	3,028,338	1.9	▲ 1,642,263	45.8
13 使用料及び手数料	3,497,529	2.1	2,591,402	1.7	906,127	135.0
14 国庫支出金	21,227,853	12.6	17,962,616	11.5	3,265,237	118.2
15 県支出金	9,522,844	5.7	7,404,741	4.8	2,118,103	128.6
16 財産収入	368,212	0.2	408,487	0.3	▲ 40,275	90.1
17 寄附金	400	0.0			400	皆増
18 繰入金	4,113,206	2.5	4,132,618	2.6	▲ 19,412	99.5
19 諸収入	3,332,667	2.0	3,754,240	2.4	▲ 421,573	88.8
20 市債	24,391,400	14.5	18,007,500	11.5	6,383,900	135.5
合 計	168,153,778	100.0	156,200,813	100.0	11,952,965	107.7

平成 27 年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	70,155,892	70,373,771	▲ 217,879	99.7
	(1) 市民税	31,317,892	31,348,771	▲ 30,879	99.9
	ア 個人	23,114,892	23,113,771	1,121	100.0
	イ 法人	8,203,000	8,235,000	▲ 32,000	99.6
	(2) 固定資産税	28,459,000	28,604,000	▲ 145,000	99.5
	(3) 軽自動車税	826,000	798,000	28,000	103.5
	(4) 市たばこ税	2,872,000	2,995,000	▲ 123,000	95.9
	(5) 入湯税	122,000	111,000	11,000	109.9
	(6) 事業所税	3,390,000	3,345,000	45,000	101.3
	(7) 都市計画税	3,169,000	3,172,000	▲ 3,000	99.9
2	地方譲与税	1,222,700	1,353,100	▲ 130,400	90.4
	(1) 地方揮発油譲与税	385,000	400,000	▲ 15,000	96.3
	(2) 自動車重量譲与税	823,000	921,000	▲ 98,000	89.4
	(3) 特別とん譲与税	2,700	3,100	▲ 400	87.1
	(4) 航空機燃料譲与税	12,000	29,000	▲ 17,000	41.4
3	利子割交付金	140,000	153,000	▲ 13,000	91.5
4	配当割交付金	489,000	276,000	213,000	177.2
5	株式等譲渡所得割交付金	258,000	46,000	212,000	560.9
6	地方消費税交付金	7,278,000	4,723,000	2,555,000	154.1
7	ゴルフ場利用税交付金	79,000	76,000	3,000	103.9
8	自動車取得税交付金	161,000	190,000	▲ 29,000	84.7
9	地方特例交付金	250,000	230,000	20,000	108.7
10	地方交付税	20,200,000	21,400,000	▲ 1,200,000	94.4
	(1) 普通交付税	18,300,000	19,400,000	▲ 1,100,000	94.3
	(2) 特別交付税	1,900,000	2,000,000	▲ 100,000	95.0
11	臨時財政対策債	7,700,000	8,600,000	▲ 900,000	89.5
12	競輪事業収入	100,000	40,000	60,000	250.0
13	その他	1,737,326	781,988	955,338	222.2
	合 計	109,770,918	108,242,859	1,528,059	101.4

平成27年度 一般会計予算案 歳出 目的(款)別構成

(歳出)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成27年度		平成26年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	866,032	0.5	817,225	0.5	48,807	106.0
2 総務費	20,912,244	12.4	16,409,278	10.5	4,502,966	127.4
3 民生費	53,362,891	31.7	52,217,030	33.4	1,145,861	102.2
4 衛生費	11,174,215	6.6	11,186,758	7.2	▲12,543	99.9
5 労働費	767,091	0.5	759,866	0.5	7,225	101.0
6 農林水産業費	4,668,148	2.8	3,803,736	2.5	864,412	122.7
7 商工費	4,708,783	2.8	4,447,795	2.8	260,988	105.9
8 土木費	26,196,649	15.6	23,251,215	14.9	2,945,434	112.7
9 消防費	5,194,070	3.1	5,589,535	3.6	▲395,465	92.9
10 教育費	15,965,905	9.5	12,572,997	8.0	3,392,908	127.0
11 災害復旧費	20,500	0.0	19,500	0.0	1,000	105.1
12 公債費	24,217,250	14.4	25,025,878	16.0	▲808,628	96.8
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	168,153,778	100.0	156,200,813	100.0	11,952,965	107.7

平成27年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成27年度		平成26年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	26,032,779	15.5	25,856,689	16.6	176,090	100.7
2 扶助費	29,070,920	17.3	27,782,480	17.8	1,288,440	104.6
3 公債費	24,217,250	14.4	25,025,878	16.0	▲808,628	96.8
義務的経費 小計	79,320,949	47.2	78,665,047	50.4	655,902	100.8
4 普通建設事業費	26,525,539	15.8	17,442,128	11.2	9,083,411	152.1
(1) 補助事業費	12,494,920	7.4	7,032,204	4.6	5,462,716	177.7
(2) 単独事業費	12,749,321	7.6	9,424,676	6.0	3,324,645	135.3
(3) 県営事業負担金	1,281,298	0.8	985,248	0.6	296,050	130.0
5 災害復旧事業費	20,500	0.0	19,500	0.0	1,000	105.1
投資的経費 小計	26,546,039	15.8	17,461,628	11.2	9,084,411	152.0
6 物件費	21,575,627	12.8	20,110,311	12.9	1,465,316	107.3
7 維持補修費	1,587,931	0.9	1,579,001	1.0	8,930	100.6
8 補助費等	20,055,627	11.9	21,071,417	13.5	▲1,015,790	95.2
(1) 負担金寄附金	10,036,804	6.0	9,911,414	6.3	125,390	101.3
(2) 補助交付金	9,014,317	5.3	10,175,128	6.5	▲1,160,811	88.6
(3) その他	1,004,506	0.6	984,875	0.6	19,631	102.0
9 積立金	60,451	0.0	85,419	0.1	▲24,968	70.8
10 投資及び出資金	1,815,405	1.1	1,397,525	0.9	417,880	129.9
11 貸付金	1,174,853	0.7	1,791,711	1.1	▲616,858	65.6
12 繰出金	15,916,896	9.5	13,938,754	8.9	1,978,142	114.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	168,153,778	100.0	156,200,813	100.0	11,952,965	107.7